

○大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する指導要綱

実施 平成 8. 3. 1
沿革 平成 15. 4. 1 改定
平成 23. 4. 1 改定
平成 24. 5. 1 改定
平成 29. 4. 1 改定
令和 3. 1. 1 改定
令和 3. 4. 1 改定
令和 4. 6. 1 改定
令和 5. 4. 1 改定

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）第21条及び大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出に関する規則（平成7年豊中市規則第39号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ディスポーザー排水処理システム)

第2条 規則第2条第4号に規定する上下水道事業管理者が別に定める基準に適合するものとは、豊中市ディスポーザー排水処理システム取扱要綱（平成12年5月1日実施）に適合するものをいう。

(対象建築物)

第3条 規則第3条第1項第4号に規定するその他市長が必要と認めるものとは、次のとおりとする。

- (1) 寄宿舎で、室数が51室以上のもの
- (2) 一団地の一戸建て住宅及び長屋住宅が51戸以上のもの
- (3) 建築物の利用上から特に廃棄物が多量に排出されると認めるもの

(保管場所等の規模の基準)

第4条 規則第4条第1項で規定する別表第2に掲げる用途については、次のとおりとする。

- (1) ホテル、旅館、工場、病院、診療所（病室を有するもの）その他これら類にするものは、宿泊所、印刷場、病室を有するリハビリテーションなどを含むものとする。
- (2) 診療所（病室を有しないもの）、学校、図書館、神社、寺院、集会場、劇場その他これらに類するものは、病室を有しない医院、接骨医院、教習所、美術館、博物館、教会、映画館などを含むものとする。

2 別表第2第3項の粗大ごみに係る基準に規定するその都度市長が定めるところによるとは、当該建築物から粗大ごみが定期または多量に排出すると認めた場合において、業種等を考慮して個別に定めることをいう。

3 規則第4条第2項の規定する必要な措置は、規則第5条から第6条の基準に加え、建築物の棟数と配置、敷地の地形、利用者の利便性を考慮して決定することをいう。この場合において、保管場所等を複数に分割して設置しようとする場合、複数の保管場所等の規模の合計が、規則第4条第1項の規定により得られる規模以上になるようしなければならない。ただし、貯留排出設備にあっては、必要な規模の合計が8立方メートル以上でなければ分割することはできない。

4 規則第4条第1項の規定により得られる保管場所等の規模の合計が、貯留排出設備を設置しなければならない建築物にあっては、保管場所等を複数に分割して設置する場合であっても、貯留排出設備を設置しなければならない。

(保管場所等の構造の基準)

第5条 保管場所等の構造の基準は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 規則第5条第1号は、次のとおりとする。

ア 廃棄物等の種類に応じた区分とは、住宅並びに事業の用に供する部分の保管場所等を明確にし、各々の保管場所等について一般廃棄物処理実施計画に定める分別区分に従い、必要に応じて仕切りを設置するとともに、都市デザインに配慮したものとすること。

イ 仕切りの高さは1.2メートル以下とし、囲いの高さと調和したものにすること。

(2) 規則第5条第2号は、次のとおりとする。

ア 利用者の廃棄物等の排出にあたっては、利用者専用通路を設ける等の動線に配慮すること。

イ 保管場所等の開口部は、収集作業が容易に行えるようできる限り広くするとともに奥行きの長さと調和すること。また、屋根を設置する場合においては、有効高を2メートル以上確保し、収集作業員が直立した姿勢で保管場所等の内部に進入できること。

ウ 保管場所等に扉を設置する場合にあっては、引き戸式または蛇腹式とすること。

(3) 規則第5条第3号は、次のとおりとする。

ア 飛散、流出を防ぐために必要に応じて囲いや扉、ひさし及び屋根等を設置すること。

イ 地下へ浸透を防ぐために必要に応じてコンクリート張り等にすること。かつ、床に勾配をつけることにより、排水設備へ流入する構造とすること。

(4) 規則第5条第4号は、汚れがこびりつかない素材を用いるとともに、汚れを洗浄するための設備を設置すること。

(5) 規則第5条第5号は、次のとおりとする。

ア 給排水設備は、十分な水量のある水道栓等を設け、洗浄清掃後の排水を速やかに処理できる排水溝等を設置すること。

イ 照明設備は、利用者の廃棄物等の排出時、収集運搬作業時、清掃及び点検作業時に必要な十分な照度を持つ設備を設置すること。

ウ 換気設備は、十分な能力の換気扇、排気ダクト等を設置すること。

(6) 規則第5条第6号は、必要事項を記載した看板等を設置すること。及び、共同住宅に供する保管場所等にあっては市が作成する「不法持ち出し禁止」の看板を設置することを推奨する。

(7) 規則第5条第7号は次のとおりとする。

ア アの不燃材料とは、コンクリート、ブロックなどをいう。

イ イの物置を設置しようとする場合においては、再生資源（市長が指定する袋により収集するものを除く。以下この号において同じ。）の保管量に応じた強度とすること。

ウ ウの再生資源を選別できる作業場所の面積は、6平方メートル以上とすること。

エ エの市長が相当と認める場合とは、保管ステーション前面の収集車両が停車できる場所を代用できる場合、または、保管ステーション内に選別できる作業場所が確保されている場合をいう。

オ オの棚を設置する場合にあっては、棚の有効高を0.8メートル以上とする。また、棚の幅はできる限り広くし、再生資源の保管並びに出し入れを容易にすること。

カ カの底高のカゴ等とは、分別する再生資源に応じて水濡れを防ぐ容器をいう。

(8) 規則第5条第8号は、次のとおりとする。

ア アの不燃材料とは、鉄鋼、アルミニウムなどをいう。

イ ウの排気ガスが除去できる設備とは、収集作業時の収集車両の排気筒に近接した位置にある換気扇、排気ダクト等による換気設備をいう。

- ウ オの保守点検のためのスペースは、点検員が作業できる空間を確保すること。
- エ 貯留排出装置の投入口にあっては、利用者が投入しやすい高さとし、直接機械部分に触れること
ができない構造とすること。

2 規則第5条の規定のほか、次に掲げる基準に従うものとする。

- (1) 保管場所等は、自転車等の有用物の保管設備に隣接して設置しないなど廃棄物及び再生資源以外
のものが置かれることのない構造とすること。
- (2) 悪臭の発散を防ぐために水溜まりができるないように床は平坦にすること。
- (3) 事業活動に伴い厨芥類が多量に排出される場合においては、悪臭の発散を防ぐために必要に応じ
て専用の冷蔵庫を設置すること。
- (4) 障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用できる構造とすること。

(位置及び進入路に係る基準)

第6条 「位置及び進入路に係る基準」は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 規則第6条第1号に規定するその他市長が不適当と定める位置は、次のとおりとする。
 - ア 電柱、道路標識、ガードレール、樹木等の障害物がある箇所
 - イ 急な勾配のある坂道、バスの停留所、横断歩道がある箇所
 - ウ 歩道のある道路で収集車両が全く寄りつけない箇所
 - エ 騒音、臭気等の発生等により近隣の生活環境を損う恐れのある箇所
 - オ 建築物又は敷地内の利用者の利用が著しく不便な箇所
 - カ その他市長が特に収集作業等で不適当と認める箇所
- (2) 規則第6条第2号の停車できる場所に、必要に応じて収集車両の誘導ラインを引き、車止め等の
車両の停止設備を設置すること。
- (3) 規則第6条第3号の建築物又は敷地への収集車両の進入路については、別図第1の通路を確保す
ること。この場合において、保管場所等を建築物の屋内に設置する場合は有効高を3.2メートル以
上確保すること。
- (4) 規則第6条第4号の市長が必要ないと認める場合とは、方向転回を伴わずに収集車両が退出で
きる場合をいう。

(保管場所等の届出及び完了報告)

第7条 規則第7条第1項第5号のその他市長が必要と認める図書とは、規則第7条第1項前各号の図
書で保管場所等の基準を確認することが困難な場合において別途指示する図書のことをいう。

2 規則第7条第2項の設置届の提出は、建築基準法（昭和25年法律201号）第18条第2項、独
立行政法人都市再生機構法（平成15年法律100号）第14条第6項、地方住宅供給公社法（昭和
40年法律124号）第28条に基づく場合も同様とする。

(管理責任者の責務)

第8条 規則第9条第1項の保管場所等の管理責任者は、保管場所等の清掃、保管場所等の利用者に対
する指導、助言及び廃棄物等の収集運搬者との協力と連携等によって分別収集の推進と適正な管理
を行わなければならない。

(大規模建築物以外の建築物)

第9条 規則第10条第1項の規定により適用する第4条の基準のほか、次に掲げる基準に従うものと
する。

- (1) 規則別表第1共同住宅の用途に供する建築物（複合建築物にあっては共同住宅の用途に供する部
分とする。）に係る保管場所等の規模の基準の備考に加えるもの
 - ア 6戸以上51戸未満の可燃ごみの保管場所等は、戸数に応じて保管ステーションを設置する。

イ 調整率は、31戸以上51戸未満は、95%とする。6戸以上31戸未満は100%とする。

ウ 保管ステーションの規模の合計が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。

(2) 規則別表第2事業の用途に供する建築物（複合建築物にあっては事業の用途に供する部分とする。）に係る保管場所等の規模の基準の備考に加えるもの

ア 保管ステーションの規模の合計が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。

(届出等の様式)

第10条 規則第11条の届出等の様式は、次のとおりとする。

(1) 規則第7条第1項に規定する廃棄物等保管場所等の設置届・変更届は、様式第1号のとおりとする。

(2) 規則第9条第1項に規定する廃棄物等保管場所等の管理責任者選任届・変更届は、様式第2号のとおりとする。

(委任規定)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

様式第1号

--	--

廃棄物等保管場所等の設置届・変更届

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

届出者(建築主等)

住 所

氏名又は名称

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条 第3項
 第4項 の規定により、

設 置 届
 變 更 届

を次のとおり届け出ます。

*受付番号

--	--	--	--	--

建築物の名称							
建築物の場所		豊中市					
建築工事期間		年 月 日から 年 月 日まで					
建築物の概要		階数:地上 階、地下 階、新築・増築、ディスポーザー(有・無) 敷地面積(m ²) 総延べ面積(m ²)					
豊中市土地利用の調整に関する条例第2条第5項ア・イ・ウ・エのいずれかに該当 <input type="checkbox"/> する・ <input type="checkbox"/> しない							
建 築 物 保 管 場 所 等 の 規 模	居住用	一戸の面積	計画戸数	換算戸数	(貯留排出設備: m ³)		
		可燃ごみ			m ³		
		41 m ² 以上	戸	戸	上記以外の	m ³	
		41 m ² 未満	戸	戸	廃棄物等		
	31 m ² 未満	戸	戸	合計	m ³		
合計	戸	戸					
事 業 用	建築物の用途	延べ面積	必 要 容 量		(貯留排出設備: m ³)		
			可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	m ³	
		m ²	m ²	m ²	m ³		
		m ²	m ²	m ²	粗大ごみ	m ³	
		m ²	m ²	m ²	再生資源	m ³	
			合計	m ³			
設 計 者	住 所						
	氏名又は名称 担当者 電話番号	FAX.					
施 工 者	住 所						
	氏名又は名称 担当者 電話番号	FAX.					

添付書類

付近見取り図

廃棄物保管場所等を記入した配置図

廃棄物保管場所等の平面図・立面図・断面図（給排水を明記のこと）

各階平面図（住戸の面積・戸数確認のため）

収集車の軌跡図

その他市長が必要とする図書

委任状 ※必要に応じて

*次の条件をつけて設置届を確認しました。

決裁日： 年 月 日

□家庭ごみ事業課			
資源化推進係	係 長	課長補佐	課 長
主 査			
			主 幹
作業第 係	係 長	課長補佐	主 幹
主 査			
委託業務係	係長	課長補佐	主幹
主査			

*協議終了日： 年 月 日

□家庭ごみ事業課	□環境指導課
受付日 年 月 日	受付日 年 月 日

□環境指導課			
一般廃棄物指導係	係 長	課長補佐	課 長
主 査			
			主 幹

廃棄物等保管場所等の設置届・変更届

年 月 日

(あて先) 豊中市長

届出者(建築主等)

住 所

氏名又は名称

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条

第3項

第4項

の規定により、

設 置 届
 変 更 届

を次のとおり届け出ます。

*受付番号

--	--	--	--	--	--	--

建築物の名称						
建築物の場所	豊中市					
建築工事期間	年 月 日から 年 月 日まで					
建築物の概要	階数：地上 階、地下 階、新築・増築、ディスポーザー(有・無) 敷地面積(m ²) 総延べ面積(m ²)					

豊中市土地利用の調整に関する条例第2条第5項ア・イ・ウ・エのいずれかに該当 する・しない

建 築 物 ・ 保 管 場 所 等 の 規 模	居 住 用	一戸の面積	計画戸数	換算戸数	(貯留排出設備 : m ³)	
		41m ² 以上	戸	戸	可燃ごみ	m ²
		41m ² 未満	戸	戸	上記以外の 廃棄物等	m ²
		31m ² 未満	戸	戸	合 計	m ²
		合 計	戸	戸		
事 業 用	建築物の用途	延べ面積	必 要 容 量		(貯留排出設備 : m ³)	
		可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	m ³	
		m ²	m ²	m ²		
		m ²	m ²	m ²	粗大ごみ	m ³
		m ²	m ²	m ²	再生資源	m ³
		m ²	m ²	m ²	合 計	m ³

設計者	住 所 氏名又は名称 担 当 者 電 話 番 号	FAX.
施工者	住 所 氏名又は名称 担 当 者 電 話 番 号	FAX.

添付書類

付近見取り図

廃棄物保管場所等を記入した配置図

廃棄物保管場所等の平面図・立面図・断面図（給排水を明記のこと）

各階平面図（住戸の面積・戸数確認のため）

収集車の軌跡図

その他市長が必要とする図書

委任状 ※必要に応じて

*次の条件をつけて設置届を確認しました。

--

*協議終了日： 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 家庭ごみ事業課		<input type="checkbox"/> 環境指導課
受付日 年 月 日	受付日 年 月 日	